

# せたな町まちづくりご意見箱に関する実施要綱

令和3年7月1日  
せたな町訓令第62号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政に対する意見及び提案を積極的に受け付けることにより町政への町民参加を推進するため、まちづくり意見箱(以下「意見箱」という。)を設置するに当たり、町民等からの意見、提案、要望及びその他これらに類するもの(以下「意見等」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、町民等とは、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の事務所、事業所等に勤務する者又は町内の学校に在学する者
- (3) 町内に事務所、事業所等を有する個人又は法人その他の団体
- (4) その他せたな町に関係を有する者

(設置施設)

第3条 町長は、次の施設に意見箱を設置し、町民等からの意見等を受け付けるものとする。

- (1) せたな町役場
- (2) 瀬棚支所及び大成支所

(意見等の提出方法)

第4条 町民等は、町政に関して意見等の提出を町長に対して行うときは、次に掲げる方法とする。

- (1) 前条に設置する意見箱へ第3号に規定する様式等により投函する。
- (2) 郵便、電子メール、ファクシミリとする。
- (3) 提出様式は、様式第1号とする。ただし、所定様式以外で提出する場合は、様式第1号の記載項目を準用する。

(意見等の回収)

第5条 町長は、意見等の回収を原則として1週間に1回行うものとする。

(意見等の処理)

第6条 回収した意見等は、まちづくり推進課広報統計係(以下「広報統計係」という。)において意見等処理簿(様式第2号)。以下「処理簿」という。)で受付し、意見等の内容に従い、次のとおり処理するものとする。

- (1) 町長の閲覧に供するものとする。
- (2) 回答の必要な意見等については、その写しを、当該意見等に対して回答する主管課（以下「担当課」という。）に送付するものとする。
- (3) 担当課は、回答の必要な意見等について、速やかに町長決裁を得て回答書を作成し、当該意見等の提出者（以下「意見者」という。）に回答書を発送するとともに、回答書の写しを広報統計係に送付するものとする。
- (4) 広報統計係は、意見者への回答書の発送日等を処理簿に記録するものとする。
- (5) 広報統計係は、回答を要しない意見等については、その写しを当該意見等の内容を所管課に送付するものとする。
- (6) 前号の規定により意見等の写しを受理した所管課は、当該意見等に係る対応が必要であると認めるものについては、速やかに対応状況及び結果を広報統計係に合議のうえ、町長に報告しなければならない。
- (7) 担当課又は回答を要しない意見等の写しを受理した所管課は、意見等に係る対応を広く町民に周知する必要があると認めるものについては、広報誌等により公表することができるものとする。

（回答及び公表を要しない意見等）

第7条 次の各号のいずれかに該当する意見等については、回答及び公表を要しないものとする。

- (1) 匿名
- (2) 意見等の記載内容が不明瞭又は判読できないもの
- (3) 特定の個人、団体等の誹謗、中傷又はプライバシーに関わるもの
- (4) 特定の個人又は団体の営利につながるもの
- (5) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (6) その他町政への意見等と認められないと判断されるもの

（意見等の管理）

第8条 支所長は、次に掲げる意見書等の管理に努めなければならない。

- (1) 意見書の回収
- (2) 意見書の補充
- (3) 意見箱の整理整頓
- (4) その他意見箱の設置及び意見等に関して、管理上必要と認められること。

（個人情報取扱い）

第9条 意見等に関する事務を取り扱う者は、意見者の個人情報の取扱いに十分注意しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見箱の実施に関し必要な事項は、町長が別

に定める。

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

## ご意見・ご提案

広く町民の皆さんの参加を頂きながら、町民の皆さんのためのより良い町政を行うためにご意見・ご提案をお寄せください。

◆ご連絡先

ご住所

---

お名前

電話番号

---

◆広報紙等での公表についてどちらかに○をしてください。

1. 希望あり

2. 希望なし

ご意見・ご提案など

\* 回答等をさせていただきますので、必ず「ご住所・お名前・電話番号」をご記入ください。

\* 広報紙等での公表を希望する場合は、その旨を明記ください。

\* 記名がない場合や政治活動、宗教活動、誹謗中傷や営利目的などのご意見にはお答えや公表はできませんので皆さまのご協力をお願いします。

